



『学校における働き方改革のための業務改善方針』 3つの目標

時間外在校等時間（月45時間超教職員の人）数と割合（R7.3月時点）

- 令和7年度までの目標：時間外在校人勧を原則、月45時間以内・年360時間以内とする
⇒ 令和6年度末の年360時間超の人数 … 小学校 1448人（57.2%）
… 中学校 1127人（70.6%）

心身の健康維持

- 令和7年度の目標：ストレスチェックの受検100%、総合健康リスク80未満、
高ストレス者（総合健康リスク100以上の割合）5.0%未満
⇒ 令和6年度末の高ストレス者 … 7.2%

タイムマネジメントを意識した働き方の実施

- 令和7年までの目標：肯定的な回答の割合 100%
⇒ 令和6年度末の肯定的な回答の割合 … 87.1%



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法等の一部を改正する法律（…いわゆる「給特法」　　令和7年6月成立）

－主な改正点－

- ・市町村教育委員会に、業務量管理・健康確保実施計画の策定・公表、実施状況の公表を義務付け
- ・「主務教諭」の新設
- ・教育調整額を現在の給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げ
- ・義務教育等教員特別手当を「校務類型」に応じて支給（学級担任への支給を想定）

<附則など>

- ・時間外在校等時間を、令和11年度までに月平均30時間程度に削減
そのための措置)
 - ・授業数削減
 - ・支援員の増員
 - ・公立の中学校の学級規模を35人に引き下げ
 - ・教育課程編成の在り方検討
 - ・不当な要求を行う保護者等の対応への支援
 - ・教職員定数標準の改定



「給特法」等の改正をふまえた国・県の動向を注視しつつ、浜松市としての「働き方改革」「働きがい改革」を推進する

- (1) 「給特法」等の改正内容を踏まえた、浜松市の制度・体制等の見直し
※今後出される国・県のガイドライン・ロードマップ等をふまえつつ対応
- (2) 教職員の実態を踏まえた「働き方改革」と「働きがい改革」の両立
 - ・教職員の働き方改革に関する実施調査等での実態把握と業務適正化
 - ・業務内容の見直しによる、教職員と子供のウェルビーイングの実現
- (3) 現行の『学校における働き方改革のための業務改善方針』に代わる、新たな働き方に関する方針の検討、策定
←今年度の重点項目（本年度中の策定、令和8年4月より運用を予定）



浜松市立の小中高等学校における、教職員の「働きがい」について

新たに策定する「業務改善方針」に含めるべき取組や指標等について